

福岡県児童家庭支援センター等指導委託実施要綱

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に定める県の児童相談所長又は知事（以下「児童相談所長等」という。）が行う指導の委託（以下「指導委託」という。）について、児童相談所長等が児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有すると認められる機関に委託する際の両者の役割や指導内容の基準等を明確化することにより、児童虐待の発生予防の充実に図るとともに、児童虐待発生後の的確かつ円滑な対応を行う体制の強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、指導機関とは、次の各号に該当する機関であつて、次条の規定に基づき県の指定を受けたもののことをいう。

- (1) 都道府県及び市町村以外の者が設置する機関であること。
- (2) 指導機関の運営主体は、委託を受ける業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること。
- (3) 委託を受ける指導に従事する者として、次のアからウのいずれかに該当する者を置いていること。
 - ア 法第12条の3第2項第2号に該当する者
 - イ 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - ウ 児童相談所長等がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

(指導機関の指定)

第3条 指導委託を受託しようとする者（以下「申請者」という。）は、指導機関指定申請書（様式1）を県に提出し、指定を受けなければならない。

- 2 県は、前項の申請書の内容が別表の基準を満たしているかを書面及び実地により調査し審査するものとする。
- 3 前項の審査の結果、県が別表の基準を満たしていると判断した場合は、県は、申請者に対し、指導機関として指定した旨を、指導機関指定書（様式2）により通知するものとする。
- 4 県は、前項の指定を行った日の属する年度の次の年度から、毎年度、実地等により別表の基準を満たしているか確認するものとする。

(指定の取消し)

第4条 指導機関が、指導委託の受託を廃止するときは、指導機関廃止届（様式3）を県に届け出なければならない。

- 2 県は、指導機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。
 - (1) 前項の届出があった場合

(2) 別表の基準を満たさなくなった場合

(3) 法令違反等不正な行為があった場合

3 県は、前項の規定による決定をしたときは、その指定を取り消す当該指導機関に速やかに通知する。

(事前協議)

第5条 児童相談所は、児童家庭支援センター及び指導機関（以下「児童家庭支援センター等」という。）に指導委託を行う際は、児童家庭支援センター等と事前に次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 指導内容（第8条）に関する事

(2) 児童相談所と児童家庭支援センター等との役割分担に関する事

(3) 市町村要保護児童対策地域協議会の関係機関との情報共有や支援方針に関する事

(4) その他指導委託に必要な事項に関する事

(所管)

第6条 指導委託の実施に係る所管は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 児童相談所は、指導措置の対象となる児童や保護者等に対し、十分に説明し、了解を得るものとする。また、委託の趣旨、委託後の指導のあり方等を記載した援助指針票を作成するものとする。

(2) 児童家庭支援センター等は、援助指針票に基づく委託後の指導を行うものとする。

(指導委託対象世帯)

第7条 指導委託の対象世帯は、児童相談所長が、地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センター等による指導が適当であると認める要保護児童、要支援児童又は施設を退所後間もない児童等継続的な指導措置が必要とされる児童（18歳到達後も継続的な指導措置が必要な者を含む。）（以下「対象児童」という。）のいる世帯とする。具体的には、次の各号に掲げるものとする。なお、指導委託の件数は、対象児童1人につき1件とする。

(1) 乳幼児のいる世帯

(2) 性加害を行った児童又は性被害を受けた児童のいる世帯

(3) 一時保護所及び施設等から家庭引取りとなった児童のいる世帯

(4) 児童相談所が閉庁している時間帯に支援を希望する世帯

(5) 前各号に掲げるもののほか、児童相談所長が認めるもの

(指導内容)

第8条 指導委託における具体的な指導内容は、概ね次の各号に掲げるものとする。

(1) 対象児童に対する心理療法等のカウンセリング

(2) 対象児童に対する家庭訪問等による生活支援、登校支援

(3) 対象児童の保護者に対する通所、家庭訪問等による相談支援、生活支援

- (4) 対象児童の保護者との情報及び支援内容の共有（電話等による連絡）
- (5) 関係機関連携による支援の実施、情報共有
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童相談所長が認めるもの

(指導回数)

第9条 指導委託を受託した児童家庭支援センター等は、原則として週に1回以上、前条第1号から第3号までのいずれか又は複数の指導を実施するものとする。また、前条第4号から第6号までの指導については、必要に応じて実施するものとする。

(児童福祉司指導措置の併用)

第10条 児童相談所長は、必要に応じ児童家庭支援センター等が行う指導と児童福祉司による指導を併せて行う等、両者の密接な連携を図るものとする。

(援助指針票の作成)

第11条 児童相談所は、対象児童やその保護者、児童家庭支援センター等と十分な協議を行った上で、指導内容を含む援助指針票を作成しなければならない。また、見直し時期及び終結の目処を明記するものとする。見直し時期は、指導委託の開始日から起算して、原則3か月から6か月後とする。

(指導委託開始)

第12条 児童相談所は、児童家庭支援センター等への指導委託を開始する場合、指導措置決定通知書及び援助指針票を以下の送付先に送付する。また、対象児童が在籍する学校等の関係機関には、指導委託について事前に周知するものとし、周知した結果を記録するものとする。

対象書類	送付先
指導措置決定通知書	対象児童の保護者、指導を委託する児童家庭支援センター等及び対象児童が居住する自治体
児童相談所援助指針票	指導を委託する児童家庭支援センター等及び対象児童が居住する自治体

(援助計画書)

第13条 児童家庭支援センター等は、援助指針票の指導内容を踏まえ、指導委託の受託開始後14日以内に援助計画書（様式4）を作成して児童相談所に提出しなければならない。また、児童相談所が援助指針票の内容を変更した場合についても、児童家庭支援センター等が援助指針票を受領後、14日以内に援助計画書を作成し、児童相談所に提出するものとする。

(報告)

第14条 児童家庭支援センター等は、各月の指導の経過について、翌月10日までに指導経過報告書（様式5）又は指導経過報告書の記載項目を含む任意の様式（以下「指導経過報告書等」という。）

にて、委託を受けた児童相談所に報告しなければならない。

(状況確認)

第 15 条 児童相談所は、指導委託を行った事例について、児童家庭支援センター等の指導状況を常時把握するよう努めるとともに、必要な指示、指導、援助等を行うものとする。また、必要に応じて、指導経過報告書等をもとに、児童家庭支援センター等の担当者と指導内容を確認し、指導内容の見直し等について協議するものとする。なお、委託開始後 3 か月間は、月に 1 回以上、児童家庭支援センター等の担当者と指導内容の確認等を行うものとする。さらに、必要に応じ、児童家庭支援センター等の担当者等を含めた事例検討会議を開催する。

(処遇困難事例の報告)

第 16 条 児童家庭支援センター等は、第 8 条の指導内容について、処遇困難となった場合には、指導経過報告書等（現状及び新たなニーズ・課題欄に処遇困難となった旨を記載すること。）により児童相談所に報告しなければならない。なお、報告を受けた児童相談所は、児童家庭支援センター等の指導経過を確認するとともに、必要な指示、指導、援助等を行わなければならない。

(処遇困難事例の検討)

第 17 条 児童相談所は、必要な指示、指導、援助等を行っても、なお処遇困難な状態が続く場合には、指導委託の継続の可否やその他措置の必要性を児童相談所内の援助方針会議等で検討しなければならない。

(指導委託継続の可否)

第 18 条 児童相談所は、処遇困難事例の報告の有無に関わらず、援助指針票の見直し時期を迎えるに当たり、事前に児童家庭支援センター等と十分な協議を行った上で、指導委託の継続の可否を援助方針会議等で検討しなければならない。

(指導委託継続)

第 19 条 児童相談所長は、前条において指導委託の継続の必要があると判断された事例について、指導委託を継続することができる。継続する場合には、見直し時期を明記した援助指針票を児童家庭支援センター等に送付するものとする。なお、見直し時期は、指導委託の継続を決定した日から起算して、原則 3 か月から 6 か月後とする。

(指導委託解除)

第 20 条 児童相談所長は、援助方針会議等で指導委託の必要がなくなったと判断された事例について、指導委託を解除することができる。指導委託を解除した場合は、措置解除決定通知書を、対象児童の保護者、児童家庭支援センター等及び対象児童が居住する自治体に通知する。

(要保護児童対策地域協議会との連携)

第 21 条 児童相談所は、指導委託を行う事例について、市町村の要保護児童対策地域協議会に要保護児童等の登録を依頼する。また、指導委託を開始する際には、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、関係機関で情報や方針を共有するとともに、実務者会議の進行管理において、定期的に状況を確認するよう努めるものとする。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表

番号	審査基準
1	指導委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること <具体的な基準> 次に掲げる基準の全てを満たすこと (1) 児童福祉事業又は児童分野の相談援助業務の実施実績があり、かつ、現在も実施している法人であること (2) 緊急時対応を含め、相談支援の人員体制が確立されていること
2	委託を受ける指導に従事する者として、次のいずれかの者を置いていること (1) 法第12条の3第2項第2号に該当する者 (2) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 (3) 児童相談所長等が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
3	個人情報データを安全に管理するため必要な措置が講じられていること <具体的な基準> 次に掲げる基準の全てを満たすこと (1) 個人情報の取扱いを定めた規定等があること (2) 利用者の個人の身上に関する秘密が守られる施設環境が整っていること
4	業務を実施するために必要な設備を備えていること（運営上、支障がない場合には、別事業と設備を共有することは可能） <具体的な基準> 次に掲げる基準の全てを満たすこと (1) 相談室、プレイルームを設けていること (2) 事務室を設けていること (3) その他必要な設備を備えていること